

【表紙】

|                |                                                                                                    |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】         | 内部統制報告書                                                                                            |
| 【根拠条文】         | 金融商品取引法第24条の4の4第1項                                                                                 |
| 【提出先】          | 東海財務局長                                                                                             |
| 【提出日】          | 2026年6月25日                                                                                         |
| 【会社名】          | 名港海運株式会社                                                                                           |
| 【英訳名】          | MEIKO TRANS CO.,LTD.                                                                               |
| 【代表者の役職氏名】     | 代表取締役社長 社長執行役員 高橋 広                                                                                |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | —                                                                                                  |
| 【本店の所在の場所】     | 名古屋市港区入船二丁目4番6号                                                                                    |
| 【縦覧に供する場所】     | 株式会社名古屋証券取引所<br>(名古屋市中区栄三丁目8番20号)<br><br>名港海運株式会社 東京支店<br>(東京都千代田区丸の内一丁目6番2号<br>新丸の内センタービルディング20階) |

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 社長執行役員 高橋 広は、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、金融庁組織令第24条に基づく企業会計審議会により公表されました「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日とし、評価におきましては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価におきましては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制及び決算・財務報告に係る業務プロセスの評価結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価におきましては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を実施しました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、金額的及び質的重要性の観点から財務報告に及ぼす影響が僅少であると判断される連結子会社及び持分法適用関連会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループが港湾運送およびその関連を主な事業の内容としていることから、事業拠点の重要性を判断する指標として売上高が適切であると判断しました。その上で、全社的な内部統制の評価結果は有効であると判断したため、各事業拠点の前連結会計年度の売上高の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を選定しました。選定した重要な事業拠点におきましては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、当社グループが港湾運送事業を中核とした総合物流業を営んでおり、役務の提供を主体とした事業であることから、売上高及び売掛金に至る業務プロセスを評価の対象としました。

さらに、選定した重要な事業拠点以外の事業拠点をも含めた範囲について、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目のうち、当社グループの事業が役務の提供を主体としていることを踏まえ、売上原価について重要性が高いと判断し、売上原価の計上に関連する買掛金を含む業務プロセスを個別に評価の対象に追加しました。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。